

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在のB会社に雇用され、同所の「C」（以下「事業場」という。）のスタッフとして接客業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成○年○月○日、自宅から自転車で事業場に向かう途中、交差点で右方向から来た自転車と衝突して転倒し負傷した（以下「本件事故」という。）。同日、D病院に受診し、「尾骨部打撲傷」と診断され、同日のうちにEクリニックに転医し、「尾骨打撲及び妊娠6週切迫流産疑い」と診断され、療養の結果、同年○月○日治癒（症状固定）した。
- 3 本件は、請求人が障害給付を請求したところ、監督署長は請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことにつき、請求人が本件処分を不服として、同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人に残存する障害は、障害等級第12級である旨主張するので、以下検討する。

(2) 機能障害について

F医師作成の平成○年○月○日付け診断書によれば、請求人の腰椎の可動域は、軽度の制限は認められるものの、伸展、屈曲とも参考可動域の2分の1を超えており、機能障害の等級に至る可動域制限は認められない。

(3) 神経症状について

F医師は、請求人の腰部及び尾骨部の神経症状について、前記診断書において、尾骨の圧痛を認め、平成○年○月○日付け診断書では、尾骨の痛みにより、時には家事労働等に支障を生じるとしている。

この点、G医師は、平成○年○月○日付け鑑定書において、腰部神経症状については、「腰部痛の自覚症はあっても腰椎の有痛性運動制限や下肢の神経学的症状の自覚症や他覚的所見の記載はなく、『局部に神経症状を残すもの』に相当する。」と判断している。また、尾骨部の神経症状について、「尾骨の打撲後に圧痛が持続することがあるが、荷重や歩行に障害を来すものではなく、『局部に神経症状を残すもの』に相当する。」と判断している。

以上の医師の所見に鑑みると、請求人には腰部及び尾骨の痛みの自覚症は認められるが、当審査会としては、その障害の程度について、客観的な医学的所見に基づくG医師の意見が妥当であるものと判断する。

(4) その他の体幹骨の変形障害について

F医師は、平成○年○月○日付け診断書において、尾骨に挫傷による軽度の

屈曲を認める旨述べている。

一方、G医師は、前記鑑定書において、仙骨、尾骨部の形状は請求人の生来のものであると判断しており、当審査会としても、請求人の療養経過、診断結果等に鑑みると、G医師の意見が妥当なものと判断する。したがって、請求人の尾骨についてX線画像で所見される屈曲変形は、本件災害によって生じたものであるとは認められない。

(5) 以上のことから、当審査会としても、請求人に残存する障害は、障害等級第14級の9「局部に神経症状を残すもの」に該当するものと判断する。

(6) なお、請求人は、本件事故の過失割合に関する監督署長の判断について事実誤認を主張するが、過失割合は障害等級の評価とは無関係の事由であり、上記判断を左右するものではない。また、請求人のその他の主張及び一件記録について改めて子細に検討したが、上記判断を左右するものを見いだすことはできなかった。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。